

別表3 経費項目の積算について

項目	内容（例示）	記入例	積算基礎
諸謝金	<p>※本事業の実施にあたり、外部の専門委員等に支払う経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会議出席</li> <li>2. 事業実施（専門委員として指導）</li> <li>3. 資料書類作成（原稿執筆等）</li> <li>4. その他</li> </ol>	<p>事項ごと・役割ごとかつ単価ごとに式を記載</p> <p>@単価×人数×回数×時間・日数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議出席については、1回14,000円以内を原則とする。</li> <li>・講演会の講師については、1講演（約2時間）当たり次の額を限度とすること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医師、大学教授相当10万円</li> <li>2) 大学准教授、講師相当7万円</li> <li>3) 保健師、栄養士相当4万円</li> </ol> </li> <li>・健康教室等の実演指導については、1日（約3時間）当たり次の額を限度とすること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医師相当5万円</li> <li>2) 保健師、看護師、栄養士又は健康運動指導士相当3万円</li> </ol> </li> <li>・助手の謝金については、1日（約3時間）当たり1万円を限度とすること。</li> <li>・原稿執筆に関し</li> </ul>

			<p>ては、A41 枚 2,000 円以内を原則とする。(ただし、執筆者・内容等により増減額できるものとする。)</p> <p>・金額は所得税分を含んだものであること。</p>
旅費	<p>最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算した額 (航空機においてはエコノミークラス以外、鉄道等においてグリーン車等の特別料金は認められない)。ただし、事業遂行上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算した額。</p> <p>なお、タクシーは、やむを得ない場合を除き認められない。</p>	<p>事項ごと・目的地ごとに式を記載 区間ごとの旅費または交通費の和× 人数×回数・日数</p>	<p>旅費の積算に当たっては、応募団体の規定に沿って積算すること。当該規定については追って提出を求める場合がある。</p>
備品費	<p>通常、事業所に備えている備品(例: パソコン、ソフトウェア(OS、文書作成</p>	<p>品目ごとに式を記載 @単価×数量(× 回数・日数)</p>	<p>実費</p>

	ソフト、表計算ソフト、PDF関係ソフトなど一般的な事務処理に要するもの)、プリンター、コピー機、机・椅子、キャビネット、自動車、電話(携帯電話を含む)などは、補助対象外である。		
消耗品費	※事業実施に係る消耗品費 ※用紙, フィルム, コンパクトディスク, フロッピー, ビデオテープ, カセットテープ, 活動実施に必要な物品など	品目ごとに式を記載 @単価×数量(×回数・日数)	実費
印刷製本費	*パンフレット、報告書等の印刷に係る費用等 *印刷製本業者への支払等	品目ごとに式を記入 @単価×数量×回数	実費
通信運搬費	※通信費及び発送費はがき(切手付き), 郵便切手代, 郵便小包, 宅配便等の料金 等 ※運搬費運送業者への荷造り費及び運賃等	品目ごとに式を記入 @単価×数量×回数	実費
借料及損料	※賃借の対価として支払う費用	品目ごとに式を記載 @単価×数量・人	実費

	<p>会議会場使用料，体験活動の実施に係る場所，車輛（レンタカー，バス会社へ依頼する費用等），家屋・施設等の賃借代，活動機材・活動用具や事務機器の借り上げ（リース料・借り上げによって発生する設置等作業費を含めることができる）</p> <p>※施設使用料</p>	<p>数×回数・日数・時間</p>	
<p>会議費</p>	<p>※事業に関して行われる打ち合わせ等の会議のための費用</p> <p>会議用の茶菓代，弁当代（但し，酒食を伴うなどの懇親会的なものは対象外とする。）</p>	<p>@単価×人数×回数・日数</p>	<p>1人1,500円以内を原則とする</p>
<p>賃金</p>	<p>※本事業の運営に係る職員・臨時職員の人件費</p>	<p>事項ごと・役割ごとかつ単価ごとに式を記載</p> <p>@単価×人数×回数×時間数・日数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師、健康運動指導士相当の賃金については、1日当たり2万円を限度とすること。</li> <li>・職員・臨時職員の賃金については、1日当たり1万円を限度とすること。</li> <li>・金額は所得税分を含んだものである</li> </ul>

			ること。
保険料	<p>本事業の活動実施のために新規で加入する保険のみを対象とする。</p> <p>【保険の種類】 損害保険, 賠償責任保険</p>	<p>役割ごとに式を記載</p> <p>@単価×人数×回数・日数</p>	実費
委託費	<p>委託料を計上する場合は、あらかじめ業者から見積書を徴すること。当該見積書については、追って提出を求める場合がある。</p>	<p>各委託内容ごとに記載。</p>	実費